

# ナンバープレートカバーの視認性試験結果と法的規制の検討について

## 1. 視認性試験結果

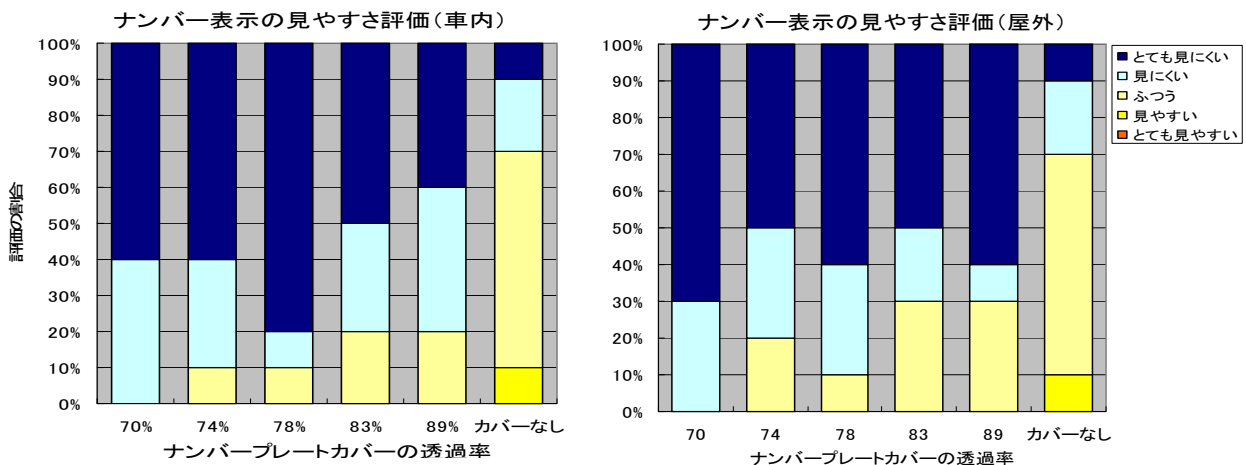
### (1) 試験概要

【試験品】	新品ナンバープレートカバー 3種 (透過率 70,78,89%) 同種の耐候性試験済みナンバープレートカバー 2種類 (透過率 74, 83%)
【実験場所】	交通安全環境研究所 熊谷自動車試験場
【実施日及び天候】	平成20年6月4日 19:30~21:30 曇り
【被験者】	10名

### (2) 試験結果

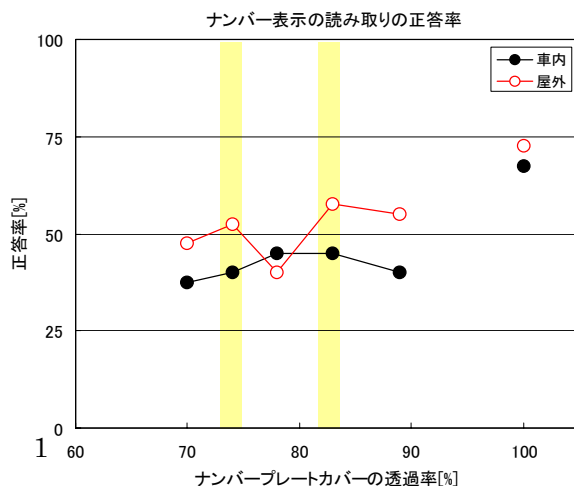
#### ① ナンバープレートの見やすさ評価

ナンバープレートの見やすさの評価は、カバーの透過率が高いほど評価も向上する傾向がみられた。「とても見にくい」または「見にくい」と評価した被験者の割合は、カバーを装着しない場合に30%であったのに対し、透過率89% (ほぼ透明) のカバーを装着した場合でも車内からの観察で80%、屋外からの観察で70%となり、明らかな違いがみられた。



#### (2) ナンバー表示の読み取り

被験者が評価用紙に記入した数字に対し、位置も含めた正答率は、全被験者において、ナンバープレート上の大きな4つの数字以外は読むことができなかったため、4文字が正解すると正答率100%となるように計算した。全体に車内からの観察に比べ、屋外から



観察した方が正答率が高かった。カバーを装着しない場合は、4文字中約3文字が読み取れるのに対し、カバー装着時は2文字程度であった。また、カバーの透過率に依存した正答率の変動は大きくはなかった。

## 2. 法的規制に係るパブリックコメントの実施

視認性試験の結果から、可視光線透過率にかかわらずカバーの装着によりナンバープレートの表示が見にくくなることが実証されたため、報告書を取りまとめるにあたり、パブリックコメントで全面禁止について国民の意見を聞くこととしたい。

(参考)

### 道路運送車両法

(自動車登録番号標等の表示の義務)

**第十九条** 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

**第百九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項若しくは第五項、第十九条、第二十条第四項、第五十四条の二第四項、第六十三条第六項、第七十三条第一項（第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第三項の規定に違反した者

### 道路運送車両法施行規則

(自動車登録番号標等の表示)

**第八条の二** 法第十九条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。